

告示第57号

東秩父村新庁舎建設工事について、下記のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年9月25日

東秩父村長 高 野 貞 宜

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 東秩父村新庁舎建設工事
- (2) 工事場所 東秩父村大字御堂634番地ほか
- (3) 工事期間 工区1：令和7年12月1日～令和9年6月30日
工区2：令和10年2月1日～令和10年8月31日
- (4) 設計金額 入札執行後に公表する。
- (5) 工事概要 建築面積 1454.94 m² 延べ面積 2098.56 m²
建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事など
- (6) 摘 要 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 入札手続等の方法

- (1) この工事は、入札参加の申し出、資格確認通知及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う対象工事である。
なお、電子入札に係る運用については、この公告に定める以外は東秩父村公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）による。
- (2) 当該入札に参加する者で紙入札を希望する者は、運用基準7-1に定める「紙入札方式参加申請書」を提出し、承認を受けなければならない。

3 入札に参加できる者の形態

本案件に参加できる者は、企業単体（以下「単体」という。）又は特定工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とし、次のとおりとする。

- (1) 単体の場合にあっては、他の特定企業体の構成員となることはできない。
- (2) 特定企業体は2社により構成するものとし、構成員は他の特定企業体の構成員となることはできない。
- (3) 特定企業体の結成方法は自主結成方式とし、構成員の出資比率の最小限度基準は、30パーセント以上とする。ただし、代表構成員の出資比率は構成員中最大とする。

4 入札に参加できる者に必要な資格

本案件に参加できる者は、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 本告示日現在において、埼玉県内に本店・営業所等を有し、かつ、営業所等を有する場合は契約締結の権限を委任された代理人の届出をしている者。
- (3) 本告示日から入札日までの期間において、東秩父村建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成18年告示第74号）の規定に基づく指名停止措置を受けていない者。同様に、国、県及び他の地方公共団体の入札指名停止措置を受けていない者。
- (4) 単体又は特定企業体の代表構成員にあっては、平成17年度以降に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に定める法人を含む。）又は地方公共団体が発注した、「国内における延床面積1,000㎡以上の公共施設の新築、改築工事」を元請として施工した実績を有する者。ただし、その施工実績が特定企業体によるものである場合は、代表構成員として請負ったものに限る。
- (5) 平成17年度以降に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に定める法人を含む。）又は地方公共団体が発注した、「国内における延床面積1,000㎡以上の公共施設の新築、改築工事」に係る建築一式工事において、主任技術者、監理技術者、若しくは現場代理人として従事した実績を有する者を、専任の監理技術者として配置できる者。
なお、配置予定技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（傷病、死亡、退職等）により変更する場合は、該当技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置すること。
- (6) 経営事項審査結果（最新の審査基準日のもので、提出時において1年7か月の有効期限内にあるもの）の建築工事業に係る総合評定値が、単体又は特定企業体の代表構成員にあっては、850点以上の者。特定企業体の代表構成員以外の構成員にあっては800点以上の者、ただし東秩父村内に本店を有する者については、点数は問わない。

5 入札参加資格申請書の提出（事前提出事後審査型）

- (1) 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書及び一般競争入札参加資格等確認資料（以下「資格確認申請書」という。）を次により提出しなければならない。

ア 提出方法 システムにより提出する。

※システムに添付するファイルには、代表者の押印は要りません。
必要事項を入力したファイルを、そのまま添付してください。

イ 締切日時 令和7年10月16日（木）午後5時00分

- (2) 入札に参加を希望する者は、前項の規定に基づき資格確認申請書の提出と合わせて、当該申請書の記載事項を証明する書類等を、下記の方法により提出しなければ

ならない。なお、提出締切日時までに提出のない者は、無効とする。

ア 提出を要する書類

- ・一般競争入札参加資格等確認申請書（様式 3－1 号）
- ・一般競争入札参加資格等確認資料（様式 3－2 号）
- ・特定建設工事共同企業体結成報告書（特定企業体の場合に提出）
- ・特定建設工事共同企業体協定書（特定企業体の場合に提出）
- ・委任状（特定企業体の場合に提出）

※システムに添付したファイルをプリントしたものに、代表者印を押して提出してください。

イ 施工工事を証する根拠資料

- ・CORINS 登録のカルテ又は契約書等の写し
- ・工事概要書、施工図面等の写し

ウ 配置予定の技術者の資格及び従事した施工経歴の根拠資料

- ・技術検定合格証書及び監理技術者資格者証（平成 16 年 3 月 1 日以降の交付の場合は監理技術者講習終了証も必要）の写し
- ・従事した工事に関する CORINS 登録のカルテ等の写し
- ・工事概要書、施工図面等の写し

エ 提出方法

入札参加を希望する者の名称、工事名、郵送する書類の目録、郵送する書類の頁数、発送年月日を記録した書面を同封のうえ、簡易書留等の配達の記録が残るものを必ず利用し郵送する。

オ 提出先

東秩父村大字御堂 6 3 4 番地 東秩父村役場総務課契約担当

カ 提出締切日時

令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）午後 5 時 0 0 分（必着）

（3）資格確認申請書を受理した場合は、電子入札参加者についてはシステムより、紙入札参加者については FAX にて通知する。

（4）入札参加資格の確認は、開札後、落札候補者についてのみ行う。

6 設計図書等

（1）設計図書、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、本告示にあわせ入札情報公開システムに掲載する URL からファイルをダウンロードすること。

（2）現場説明会は行わず、設計図書等に関する質疑応答はシステムで行うものとする。

7 入札書の締切日時 令和 7 年 1 1 月 1 3 日 午前 1 0 時 0 0 分

8 開札日時 令和 7 年 1 1 月 1 3 日 午前 1 1 時 0 0 分

9 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札回数は 2 回までとする。なお、初度入札に参加しない者は、再入札に参加することはできない。
- (3) 再入札は、初度入札の開札日に実施するものとし、再入札書の締切時間及び開札時間は入札結果通知にあわせて通知する。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札参加資格のない者がした入札
 - イ 明らかに連合によると認められる入札
 - ウ 虚偽の資格確認申請書又は根拠資料を提出した者がした入札
 - エ その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (5) 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札書締切日時において参加資格がない者がしたものは、無効とする。
- (6) その他
 - ア この入札に参加する者が 1 者であっても、入札を有効として取り扱う。
 - イ この公告に示す入札の締切日時までにシステムに入札書が到着しない場合は、入札を辞退したと見なす。
 - ウ 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書を提出した後、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合等、やむを得ない事由が生じた場合は、開札までの間に限り入札辞退届を受け付けるものとし、当該入札書は無効扱いとする。
 - エ この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期、若しくは取りやめることがある。

10 特記事項

この工事の請負契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、この契約による請負代金額の 10 分の 2 に相当する額を請求することができるものとする。ただし、村に生じた損害額が前記の相当額を超えるときは、村が超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。工事完成後も同様とする。

11 最低制限価格

設定する。(最低制限価格未満の入札をした者は、この入札における再入札に参加すること及び落札者がなかった場合において随意契約の相手となることはできない。)

1 2 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同額の入札をしたものが2者いる場合は、落札候補者の決定を保留したうえで、電子くじにより落札候補者及びその次の順位の者を決定するものとする。なお、同額の入札を行った入札参加者が3者以上の場合は、電子くじにより落札候補者を決定し、当該落札候補者の入札参加資格の審査結果が、資格を満たしていない場合に限り、次の落札候補者を決定するため、後日指定する日時・場所においてくじを引くこととする。
- (3) 当該落札候補者について入札参加資格の審査を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定する。なお、落札者が決定したときは、他の入札参加者の審査は行わない。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、その者を失格とし、次に低い価格をもって申込みをした者を落札候補者として審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。
- (5) 落札候補者に入札参加資格審査の結果については、令和7年11月18日までに、通知するものとする。
- (6) 落札候補者は、入札参加資格の要件を満たさないとされたことに疑義があるときは、令和7年11月21日までに、その理由について書面にて問い合わせることができる。

1 3 入札保証金及び契約保証金

東秩父村契約規則（昭和39年規則第3号）の規定による。

1 4 支払条件

- (1) 前払金 する（その額は、継続事業にあつては、その年度ごとに予算額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）
- (2) 部分払 継続事業にあつては年度末既済部分払を行う。
(年度予算額を限度とする)

1 5 契約の時期

本工事に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）の定めるところにより、村議会の議決に付さなければならないため、建設工事請負仮契約書を取り交わし、村議会の議決後に本契約

に移行する。

1 6 契約条項等の閲覧

東秩父村契約規則、東秩父村建設工事請負契約約款、東秩父村公共工事等電子入札運用基準等については、東秩父村ホームページにおいて閲覧することができる。

1 7 その他

- (1) 提出された資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 8 問い合わせ

東秩父村役場総務課契約担当

電話番号 0493-82-1221 (直)